

えいせい

都庁職衛生局支部ニュース 411号

2007年9月26日 都庁内線63-210
電話 03-3349-1501

発行責任者 支部長 小野塚洋行 本庁版

再雇用制度廃止問題

都労連

やむを得ず

「修正案」で「事務手続」開始の判断

都側

「引き続き労使協議をつくす」事を約束

経過

「再雇用制度の見直し」について、都側から9月12日に「修正案」が出され、13日再雇用職員の「更新無し」としていた部分は16日再雇用に変更するとしていました（裏面参照）。

これに対し都労連は、「雇い止め」をやめたことは当然。都側「提案」の最大の問題点は、

- 1) 再任用不合格者は、高齢者雇用制度から排除される、
- 2) 様々な理由から13日再雇用を希望する職員の権利を奪うもの、
- 3) 13日再雇用が職場で果たしている役割を正しく評価していないことであると指摘。

高齢者雇用制度は、生存権、勤労権の保障の問題であり、都の職員だけが除外されることは許されないと強く表明し、「提案」の撤回と都労連要求の検討をあらためて求め、早朝宣伝、総決起集会、抗議の要請行動等を実施してきました。

9月23日、都側からスケジュールの関係でギリギリの検討とし、以下3点の回答があり、都労連として「引き続き協議を尽くすこと」に変わりがないことを確認したうえで、緊急に集中した闘いの到達点として、一旦整理することを戦術委員会の責任で判断しました。

都労連として今後も「都側提案の撤回、都労連要求の実現」において、取り組みを強め確定闘争での決着を目指します。引き続き、闘争への参加・協力をお願いします。

都側の回答

- 1 今年度の選考は12日に提示した「再雇用の見直しについて（修正案）」の内容で募集し、実務作業を進める。
- 2 ただし、最終的な制度改正については、都労連と妥結した時点で、改めて妥結内容を周知徹底し、それに沿った選考が出来るように適切な措置を講じる。
- 3 しかし、選考実務上、現時点で再任用に任用可能職員については、内定後本人の辞退権も十分尊重した上で、極力申し込みがなされるよう、職制としてきめ細かなかつ適正な意向確認を行う。

都労連はさらに6点にわたって質問し、以下の回答を得ました。

- 1 労使協議の結果、再雇用が可能な結果で妥結した場合は、速やかに意向確認をおこなう。
- 2 再任用は締め切り後申し込みが不可能な理由は何か？→予算等の関連があり、最大値を把握する必要があり、見込みでは対応できないため、妥結後では不可能となってしまふ。
- 3 現在13日再雇用で16日に切り替える扱いについては、16日で申し込んで、労使協議の結果で再度意向確認する。
- 4 対象となる職員・再雇用職員に対して説明が圧力と受け止められないよう、労使協議中であることを明確にして、そのことを前提に丁寧・適切に行う。
- 5 様々な理由で13日再雇用しか申し込めない実情のある方が、妥結後再雇用が可能となった場合はその段階で申し込める。
- 6 継続協議のタイムリミットは勸奨退職の申し込み時期が12月初旬である事を考慮すると11月には合意をはかりたい。

今後、再雇用・再任用の意向調査が実施されます。実施にあたっては、福祉保健局・病院経営本部の責任で各職員の個別のパターンを示し、説明を行うことになっています。

支部としても、福祉保健局・病院経営本部に対し意向調査実施についての説明を求めています。不明な点や、圧力と受け取られるような説明があった場合は、組合役員又は支部までご相談ください。

第五回 都庁わいわい 生協まつり

9月27日(木)

17時45分から

第一庁舎

32階南側

来場者全員に

「山形米三合」

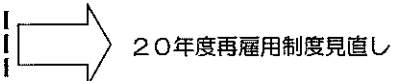
プレゼント

参加券で産直野菜・くだもの等又は生ビール一杯とひき替えます。

試食には新鮮野菜を使ったサラダ・煮物や「山形おきたま米」のおにぎりも沢山用意しています。

二重線の枠で囲った部分が修正案（当初案：更新なし → 修正案：16日再雇用）

(1) 定年退職者の場合



区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
平成15年度末定年退職者										
・再任用任期満了者	再任用		16日再雇用			→再任用満了後13日の者は20年度16日のみ申込可				
・定年時再雇用選択者	13日再雇用				16日再雇用	→当初提案では「更新なし」				
・再任用任期未了者	再任用	13日再雇用			16日再雇用					
平成16年度末定年退職者										
・再任用任期満了者	再任用		16日再雇用			→再任用満了後13日の者は20・21年度16日のみ申込可				
・定年時再雇用選択者	13日再雇用				16日再雇用	→当初提案では「更新なし」				
・再任用任期未了者	再任用	13日再雇用			16日再雇用					
平成17年度末定年退職者										
・再任用期間中の者	再任用			16日再雇用						
・定年時再雇用選択者	13日再雇用		再任用		16日再雇用					
・再任用任期未了者	再任用		13日再雇用		再任用		16日再雇用			
平成18年度末定年退職者										
・再任用期間中の者	再任用			16日再雇用			再任用任期途中での再雇用切替はなし			
・定年時再雇用選択者	13日再雇用		再任用		16日再雇用					

※ 「再任用任期未了者」とは、再任用可能期間を残して再任用の更新を希望せず、再雇用として採用された者をいう。

(2) 勲奨退職者の場合

区分	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度
15年度定年退職の事例	再任用		再雇用							
50～55歳勲奨	13日再雇用			16日再雇用						
56歳勲奨	13日再雇用				再任用					
57歳勲奨	13日再雇用				再任用					
58歳勲奨	13日再雇用				再任用					
59歳勲奨	13日再雇用				16日再雇用	→当初提案では「更新なし」				
16年度定年退職の事例										
50～55歳勲奨	再任用		再雇用							
56歳勲奨	13日再雇用			16日再雇用						
57歳勲奨	13日再雇用				再任用					
58歳勲奨	13日再雇用				再任用					
59歳勲奨	13日再雇用			再任用		16日再雇用				
17年度定年退職の事例										
50～55歳勲奨	再任用			再雇用						
56歳勲奨	13日再雇用		16日再雇用							
57歳勲奨	13日再雇用				再任用					
58歳勲奨	13日再雇用				再任用					
59歳勲奨	13日再雇用			再任用		16日再雇用				
18年度定年退職の事例										
50～55歳勲奨	再任用			再雇用						
56歳勲奨	13日再雇用		16日再雇用							
57歳勲奨	13日再雇用				再任用					
58歳勲奨	13日再雇用				再任用					
59歳勲奨	13日再雇用			再任用		16日再雇用				